

市では、地域の障がいのある方またはその介護者、障がいのあるお子さんの保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行っています。

1 対象者

- * 身体障がいのある方
- * 知的障がいのある方
- * 精神障がいのある方
- * 難病、高次脳機能障害、発達障害等の障がいのある方

2 相談内容

- ①各種障害者手帳について
- ②障がい福祉サービスについて（各種在宅サービス、施設入所、グループホーム等）
- ③補装具や日常生活用具の給付について
- ④各種医療・自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）について
- ⑤その他日常生活において困っていること等

3 相談窓口

- * 福祉事務所 生活福祉課 障がい福祉係（☎0220-58-5552）
- * 各総合支所 市民課市民係（P55参照）
- * 各障がい者相談支援事業所（下記参照）

相談支援事業所では、上記の相談に応じ、自立した日常生活または社会生活を送ることができるよう支援します。相談支援の利用は無料ですので、お気軽にご相談ください。

社会福祉法人 恵泉会
地域生活支援センター



【住所】登米市迫町佐沼字中江 1-10-4
中江第1ビル 1-1号室
(ミヤコーバス佐沼営業所徒歩3分)
[電話] 0220-21-1011
[FAX] 0220-21-1012

医療法人財団 姉齒松風会
地域生活支援センター ポレポレ



【住所】登米市石越町南郷字小谷地前 1-1
(JR 東北本線石越駅徒歩3分)
[電話] 0228-35-5055
[FAX] 0228-35-5066